企画競争説明書

業務名称: スーダン国リバーナイル州における市場志向型農業

および灌漑スキームの組織とその運営能力強化プロ

ジェクト

調達管理番号: 20a00975

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件
- 注)本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ(PDF)」とさせていただきます。

詳細については「第17.プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年1月13日 独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部 本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年1月13日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

- 3 競争に付する事項
- (1)業務名称:スーダン国リバーナイル州における市場志向型農業および灌漑スキームの組織とその運営能力強化プロジェクト
 - (2) 業務内容:「第3 特記仕様書案」のとおり
 - (3) 適用される契約約款:
 - () 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。
 - (〇) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修(または本邦招へい)に係る業務については、別途「技術研修 等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約につい ては消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せ ずに積算してください。

(4)契約履行期間(予定):2021年4月 ~ 2026年4月

以下の3つの契約履行期間に分けて契約書を締結する

ことを想定しています。

第1期:2021年4月 ~ 2022年3月 第2期:2022年4月 ~ 2024年4月 第3期:2024年4月 ~ 2026年4月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヵ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル 独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

【契約第一課、三宅達夫 Miyake.Tatsuo@jica.go.jp】

注)持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

経済開発部 農業・農村開発第二グループ第四チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成 15 年細則(調)第 8 号)第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

- 1)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 具体的には、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年 規程(総)第 25 号) 第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3)独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程 (平成 20 年規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けて いる者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 1) 全省庁統一資格 令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。
- 2)日本登記法人 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「スーダン国リバーナイル州における市場指向型農業および灌漑スキームの組織とその運営能力強化プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)」(調達管理番号:20a00354)の受注者(株式会社JIN)及び同業者の業務従事者

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の 者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定 する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認する ことがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者 印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いた

だく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格 要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限:2021年1月22日12時
- (2)提出先:上記「4. 窓口 【選定手続き窓口】」 注1)原則、電子メールによる送付としてください。

注2)公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則として お断りしています。

(3) 回答方法: 2021年1月28日までに当機構ウェブサイト上にて行います。 (URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

7 プロポーザル等の提出

(1)提出期限:2021年2月12日 12時

(2)提出方法:

プロポーザル・見積書とも、電子データ(PDF)での提出とします。

上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(件名:「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」)なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法(2020年10月26日版)」を参照願います。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- (3)提出先: 当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL
- (4) 提出書類:プロポーザル及び見積書
- (5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1)提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020 年 4 月)を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/quideline/consultant/quotation.html)

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費(航空賃)
 - b) 旅費(その他:戦争特約保険料)
 - c)一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他(以下に記載の経費)
 - 一般業務費のうちパイロット活動費
- 3) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 SDG1=1.88929 円
 - b) US\$ 1 = 104.156 円
 - c) EUR 1 = 124.578 円
- 4) その他留意事項 (以下、例)
 - a) 本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS 方式対応版)」(2020 年 4月)の「表 4:紛争影響国・地域における報酬単価(月額上限額)を参照してください。
- 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料 1 「プロポーザル評価の基準」及び別添資料 2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal 201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者/灌漑政策/組織強化
 - b)維持管理/水管理
 - c) 作物生産/普及
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 67.25 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少で ある場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。 評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。 最低見積価格との差に係る計算式:

(当該者の見積価格-最低見積価格)/最低見積価格×100(%)

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%) 価格点	
3 %未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	O 点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が 2.5%以内)である場合、見積書を開封 し、価格評価を加味。
- 6)上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決 定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を<u>2021年3月4日(木)</u>までに<u>プロポー</u>ザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- (1)コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力

- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

* 4、 5 は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部(e-propo@jica.go.jp(※アドレス変更))宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。 7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注)新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性が あります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたしま す。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html)
プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、 又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 2) 公表する情報
 - ア、対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
 - イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
 - ウ、総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヵ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会 運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際 協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号) に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、 「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りなが らこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難される べき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号) 又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、 業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのよう な場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させて いただくことが趣旨です。

12 その他留意事項

(1)配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用し

ません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料 プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1)調達ガイドライン(コンサルタント等の調達): 当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個別制度の解説」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

2) 業務実施契約に係る様式:

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務 実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul g/index since 201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル 作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal 201211.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1)類似業務の経験
 - 注)類似業務:灌漑・水管理および市場志向型農業にかかる各種業務
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
 - 3) その他参考となる情報
- (2)業務の実施方針等
 - 1)業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響により当面渡航できない場合に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

- 2)業務実施の方法
 - 1)及び2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4)要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7)実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)
- 8) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
 - 1)業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業 務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- ▶ 業務主任者/灌漑政策/組織強化(1号)
- ▶ 維持管理/水管理(3号)
- 作物生産/普及(3号)

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験 地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/灌漑政策/組織強化)】

- a) 類似業務経験の分野:灌漑政策及び組織強化に係る各種業務
- b)対象国又は同類似地域:アフリカ及び開発途上国

- c) 語学能力: 英語
- d)業務主任者等としての経験

【業務従事者:担当分野 維持管理/水管理】

- a)類似業務経験の分野:灌漑施設の維持管理や水管理に係る各種業務
- b)対象国又は同類似地域:アフリカ及び開発途上国
- c) 語学能力: 英語

【業務従事者:担当分野 作物生産/普及】

- a)類似業務経験の分野:作物生産及び普及に係る各種業務
- b)対象国又は同類似地域:アフリカ及び開発途上国
- c)語学能力::英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。)技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。 ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業 務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社(共同企業体の場合は、代表者又は構成員)の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2)複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体(個人の場合は本人の同意書)から同意書(様式はありません。)を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印(個人の場合は個人の印)押印は省略可となります。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に 同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事 者を確定する際に提出してください。
- 注5)補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただ

し、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を 目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙:プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配	点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(1	0)
(1)類似業務の経験	6	3
(2)業務実施上のバックアップ体制等		ļ
2. 業務の実施方針等	(4	0)
(1)業務実施の基本方針の的確性	1	6
(2)業務実施の方法の具体性、現実性等	1	8
(3)要員計画等の妥当性	(}
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(5	0)
	(2	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
┃(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの┃	業務主任者	業務管理
評価	のみ	グループ
① 業務主任者の経験・能力: 業務主任者/灌漑	(26)	(11)
<u>政策/組織強化</u>	(20)	(11 /
ア)類似業務の経験	10	4
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ)語学カ	4	2
エ)業務主任者等としての経験	5	2
オ)その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者</u>	_	(11)
ア)類似業務の経験	_	4
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	_	1
ウ)語学力	_	2
エ)業務主任者等としての経験	_	2
オ)その他学位、資格等	_	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(4)
ア)業務主任者等によるプレゼンテーション		
イ)業務管理体制	_	4
(2)業務従事者の経験・能力: 維持管理/水管理	(12)	
ア)類似業務の経験	(5
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ)語学カ	2	
エ)その他学位、資格等	3	
(3)業務従事者の経験・能力: 作物生産 <u>/普及</u>	(12)	
ア)類似業務の経験	6	
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ)語学カ	2	
エ)その他学位、資格等	3	

第3 特記仕様書案

1. プロジェクトの背景

スーダンにおいては農業セクターの成長が喫緊の課題となっている。同セクターは就業人口の約4割を占める(2019年、国際労働機関)ことに加え、2011年の南スーダン独立に伴い石油産業を失って以降、GDPの約3割(2019年、世界銀行)、輸出額の約5割を占める(2017年、スーダン中央銀行)基幹産業となった。しかしながら、小麦、砂糖、油脂等の主要食料品は自給できておらず、その需要も人口増(年率2.4%:2018年、世界銀行)に伴い高まる一方であるため、恒常的な貿易赤字がマクロ経済上の課題となっている。これに対処するため、スーダンは食料安全保障、雇用機会創出、産業多角化、農産物輸出振興の観点から「国家農業投資計画2016-2020」「農業開発・戦略4か年計画2017-2020」を策定している。

本プロジェクトのサイトとなるリバーナイル州は、全世帯数の約8割が農業に従事し、うち約7割が灌漑農業に従事するなど(2012年、JICA)、ナイル川の恵みを活かしたスーダンの食料供給基地となっているが、年平均降水量が約50mmと極乾燥地帯に分類されることから天水農業は成り立たず、灌漑開発を通じた灌漑農業の推進が不可欠である。

我が国はこれまでに、無償資金協力「食料生産基盤整備計画」(2013年)では、リバーナイル州の2灌漑スキームにおけるポンプ場等の整備を実施した。さらに、本事業の先行案件にあたる技術協力プロジェクト「リバーナイル州灌漑スキーム管理能力強化プロジェクト」(2015年11月~2019年11月)(以下、「先行案件」)においては、連邦農業森林省国際協力局及びリバーナイル州農業畜産灌漑省、2州営灌漑スキーム管理委員会等を対象に、灌漑管理組織の組織運営管理能力や施設維持管理能力の向上を図るとともに、より効果的な水配分計画の開発を通じた営農改善を行うことで、適切な灌漑農業の実践に取り組んだ。

他方、依然、残る36州営灌漑スキームにおいては、1990年代の地方分権化により自立運営の責務を負った一方、急造された州政府からの支援も不十分で、灌漑スキームの運営管理について財政・能力両面で不足しており、老朽化した灌漑施設の維持管理も十分になされず灌漑用水の供給能力が低下している。加えて、農家の市場アクセスも限定的で農業所得が低いままである。

「リバーナイル州における市場志向型農業および灌漑スキームの組織とその運営能力強化プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」)は、先行案件の成果を活用しつつ、農家及び灌漑スキームの灌漑・営農技術の向上並びにスーダン政府の技術普及環境の整備を行うことにより、市場志向型灌漑農業モデルの構築及び普及体制の確立を図り、もって対象灌漑スキームにおける農家の農業所得向上に寄与するものである。

発注者は2020年11月に基本計画策定調査を実施し、スーダン国農業省関係者等と協議を行い、本プロジェクトの基本計画を決定した。今後、本プロジェクト開始から1年以内に詳細計画を策定し、それ以降に本格活動を実施する予定である。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

リバーナイル州における市場志向型農業および灌漑スキームの組織とその運営能力強化プロジェクト

(2) 上位目標

モデル灌漑スキームにおける研修受講農家において農業所得が向上する

(3) プロジェクト目標

市場志向型灌漑農業モデルがモデル灌漑スキームにおいて構築され、リバーナイル州の他の灌漑スキームに展開される。

(4) 期待される成果

成果1:農家の市場志向型灌漑農業に係る能力が向上する

成果2:モデル灌漑スキームの灌漑管理(組織管理、水配分、維持管理)能力が向 上する

成果3:リバーナイル州における市場志向型灌漑農業の普及展開能力がボトムアップ・アプローチの活用により強化される

(5)活動の概要

- 活動0-1 リバーナイル州政府およびプロジェクトが、38灌漑スキームの現状とポテンシャル市場を確認するために、ベースライン調査を実施する
- 活動0-2 リバーナイル州政府およびプロジェクトが、ベースライン調査の情報を もとにモデル灌漑スキームの選定基準を作成し、選定を行う
- 活動0-3 リバーナイル州政府およびモデル灌漑スキーム、プロジェクトが、灌漑 スキーム管理と普及サービスに係る役割と責務を明確にする
- 活動0-4 リバーナイル州政府およびモデル灌漑スキーム、プロジェクトが、モデル灌漑スキームの農家に対する市場志向型灌漑農業の効果的な普及方法を明確にする
- 活動1-1 モデル灌漑スキームのスキーム管理組織や普及員、プロジェクトが、モデル灌漑スキームの農家の現状につき初期アセスメントを実施し、強みと弱みを明確にする
- 活動1-2 モデル灌漑スキームのスキーム管理組織や普及員、農家代表、プロジェクトが、市場志向型灌漑農業のポテンシャル作物について調査する
- 活動1-3 気候や用水の利用可能性、付加価値付けや市場のポテンシャルを考慮して、各モデル灌漑スキームが奨励すべきポテンシャル作物を確定する
- 活動1-4 モデル灌漑スキームでの実証試験を通じて、プロジェクトが活動1-3で 選択されたポテンシャル作物の適正技術を開発する
- 活動1-5 活動1-4を通じて開発した適正技術に係る研修を、民間セクター(農業 資材業者や市場小売業者、商人など)と協力して、プロジェクトが灌漑 スキームの農家に対して実施する
- 活動1-6 付加価値付けや多様な販売網、ポテンシャル市場等を勘案しながら、研修を受けた農家が、作付けカレンダー付の生産・販売計画を含む農業ビジネスプランを作成する
- 活動1-7 スキーム管理組織や普及員、研修を受けた農家が、モデル灌漑スキーム 内の他の農家に、適正技術を共有する
- 活動1-8 プロジェクトが、市場志向型灌漑農業にかかるトレーニングマニュアル や研修教材を最終化する
- 活動1-9 リバーナイル州政府とプロジェクトが、リバーナイル州内の他の灌漑ス

キームに対し、市場志向型灌漑農業の成功事例を共有する

- 活動2-1 モデル灌漑スキームのスキーム管理組織とプロジェクトが、スキームの 維持管理活動の現状につき初期アセスメントを実施し、強みと弱みを明 確にする
- 活動2-2 活動2-1で行ったアセスメントをもとに、プロジェクトがモデル灌漑スキームのスキーム管理組織に対し、灌漑管理能力向上のための技術研修を実施する
- 活動2-3 活動2-2の研修で習得した知識や技術を活用し、モデル灌漑スキームのスキーム管理組織が、効果的な灌漑管理方法を整理する
- 活動2-4 モデル灌漑スキームのスキーム管理組織が、水利費徴収・配水・維持管理計画を含む、灌漑管理計画を作成する
- 活動2-5 モデル灌漑スキームのスキーム管理組織が、適正な灌漑管理を実施する
- 活動2-6 プロジェクトが、現存の灌漑管理マニュアルおよび研修教材を更新する
- 活動2-7 リバーナイル州政府とプロジェクトが、リバーナイル州内の他の灌漑スキームに対し、灌漑管理の成功事例を共有する
- 活動3-1 プロジェクトが、リバーナイル州政府の関係職員やリバーナイル州内のスキーム管理組織に対し、スキーム年間計画の作成法につき技術研修を実施する
- 活動3-2 モデル灌漑スキームがスキーム年間計画を作成し、リバーナイル州政府 に提出する
- 活動3-3 リバーナイル州政府が、モデル灌漑スキームの年間計画を取りまとめ、 州の年間計画に組み入れる
- 活動3-4 州やスキームの年間計画をもとに、各モデル灌漑スキームが、灌漑管理 や普及活動を実施する
- 活動3-5 年間計画に示されたニーズをもとに、リバーナイル州政府がモデル灌漑 スキームに対し必要な支援を行う
- 活動3-6 リバーナイル州政府とモデル灌漑スキームが、自身の活動レビューを行い、活動3-2から3-6までのプロセスを改善する
- 活動3-7 リバーナイル州政府とプロジェクトが、他の灌漑スキームが年間計画を 策定するよう支援する
- 活動3-8 モデル灌漑スキームでの市場志向型灌漑農業モデルの成功事例を学ぶために、リバーナイル州政府とプロジェクトが、他の灌漑スキームのための技術交流訪問を計画・実施する

(6) 対象地域

リバーナイル州

(7) 受益者

直接受益者: 連邦農業自然資源省職員、リバーナイル州生産経済資源省職員、38

州営灌漑スキームのスキームマネージャー及びインスペクター

間接受益者: 38州営灌漑スキームの農家

(8) 関係官庁・機関 (C/P)

主監督機関:連邦農業自然資源省

実施機関:リバーナイル州生産経済資源省

(9) プロジェクト期間

2021年4月~2026年4月を予定(計60カ月)

3. 業務の目的

本プロジェクトに関し、発注者が2020年12月21日にスーダン国連邦農業自然資源省と締結した基本合意文書(R/D: Record of Discussions)に基づき、業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、R/Dに基づき実施される本プロジェクトの枠内で、「3.業務の目的」を達成するため、「5.実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6.業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクト実施のスケジュール

本プロジェクトは二段階計画策定方式を採用しており、2020年11月に基本計画策定調査を実施済みである。プロジェクト開始後1年以内を目途とする第1フェーズにて詳細計画を策定し、第2フェーズで実施する本格活動の内容を確定する。詳細計画の内容はJICAが行うR/Dの改訂をもって確定する。

プロジェクト実施期間は両フェーズを合わせて5年とし、C/Pと日本人専門家によるキックオフ会議を持ってプロジェクト開始とする。

(2) プロジェクトの基本方針

- ➤ 先行案件では、主にリバーナイル州政府職員の灌漑・営農に係る基礎的技術習得を通じて、2灌漑スキームをモデル的に技術指導を行った。本プロジェクトでは、効果的かつ効率的な支援となるよう、先行案件の成果(州灌漑・営農部局横断型のフォローアップユニット(FU)や技術マニュアルー式)を最大限活用する。
- ▶ 本プロジェクトでは、農家レベルで市場志向型灌漑農業モデルを確立するとともに、リバーナイル州内でのモデル普及環境を改善することを目標としており、市場志向型灌漑農業モデルは以下3項目で構成されるものと定義づけする。
 - ① 灌漑スキームによる持続的な灌漑管理をベースとした灌漑用水の安定的 かつ効果的な利用
 - ② 適切な生産技術の実践を通じた高い生産性の確保、生産量の増加
 - ③ 効果的なマーケティング及び付加価値向上を通じた販売利益の増加
- プロジェクトとリバーナイル州政府は連携して、ボトムアップ・アプローチの確立を通じた市場志向型灌漑農業モデルの州内の他の灌漑スキームへの普及展開を図る。このアプローチは以下のプロセスを含む。
 - ① 各灌漑スキームによる年次計画(必要な予算、水配分計画、維持管理計画

を含む)の作成

- ② 灌漑スキームの各種計画の取りまとめ及びそれを踏まえたリバーナイル 州政府による灌漑管理に係る年次計画の作成
- ③ 州年次計画に基づく州政府から灌漑スキームへの財政的及び資金的支援の実施

(3) 先行案件の成果・教訓を踏まえたプロジェクト構成

- ▶ 先行案件では、灌漑スキームの組織及び能力向上を通じた農業生産量の増加を目標としたが、本プロジェクトでは、農家自身による営農・灌漑技術の適用といった人的側面により焦点をあて、灌漑技術支援を通じた適正な用水確保に関する取組を持続的な灌漑農業達成に向けた環境整備として成果の一つ(成果2関連)に残しつつ、農家による圃場レベルでの灌漑・営農技術支援を通じた農業生産量の増加、及び市場志向型農業の実践を通じた収益の増加を目指すこととし(成果1関連)、農家の農業所得を継続的にモニタリングすることで事業成果の把握をより容易とする構成としている。
- ▶ また、先行案件の結果より、本プロジェクトで対象とする全スキームによる現場への技術適用や、農家への営農普及活動及び農家による技術の圃場適用は、プロジェクト終了後が主となることが想像される。よって、本プロジェクトでは、予算及び期間的制約も踏まえ、支援には濃淡をつけることとし、まず支援の優先スキーム(モデル灌漑スキーム)を選定し、スキームをモデル化し農家の成功事例を生むとともに、プロジェクト終了後の継続性を確保すべく、特にリバーナイル州生産経済資源省の政府予算の確保及びドナー資金獲得面での能力向上も含め普及環境の整備を図ることとする。
- ▶ 更に、先行案件では、農家による用水の有効利用に係る行動変容を促すためには、水利費の低減等、農家へ利点を示すことが必要であることが教訓として得られている。よって本プロジェクトでは、前項(2)で述べた方針により、農家の収益性の向上を図るとともに、行政や灌漑スキームのマネジメントからのトップダウン型ではなく、農家が技術を自らの意思で選択できるプロセスをプロジェクト活動に盛り込むこととする。

(4)モデル灌漑スキームの選定

明確なインパクトを持った形でのモデルスキームとなるための集中的支援を行うこととし、8灌漑スキームをモデル化することを目指す。プロジェクト1年目にスーダン側と連携しモデルスキームの選定基準を確立し、選定を行う。

(5) 灌漑スキーム内での適正技術の普及

先行案件では、灌漑スキーム組織の運営・管理の能力強化と並行して、収益性の高い農業生産技術や生産物の加工技術を導入し、収益性を高めるためのモデル活動として、収穫法や貯蔵法の改善による収益性向上を重視した柑橘類の生産や、夏作の油糧作物の導入・搾油・食用油としての販売等を行い、基本計画策定調査においても、受益者から前向きなコメントが確認されている。

今後は、灌漑スキームの規模や体制、対象作物、市場との取引方法、自然環境等も勘案しながら、灌漑スキーム内の効果的な技術普及方法を整理し、先行案件で開発された適正技術を活用しつつ、積極的にスキーム内で技術普及を行っていくことが重要である。

(6) 収益の最大化を目指す市場志向型農業の推進アプローチ

基本計画策定調査では、灌漑スキーム関係者や農家へのインタビューを通じて、農家は積極的に市場情報を入手するために、市場のバイヤーや現地のトレーダーと電話などで常にコミュニケーションをとっており、また、少しでも高く売るために出荷時期をずらすなど、現時点でも市場を意識した農業を実践していることが確認されている。今後、更に市場志向型農業を促進していくためには、市場情報へのアクセス向上に留まらず、各農家が営農全体にかかる経営的な観点を持ち、収益を最大化するように支援していくことが重要である。具体的には、以下の観点から常に収益性を最大化させることを念頭に、多様なアプローチを通じた農家世帯の生計向上を図ることとする。

- 水管理を含む栽培管理の適切な実施による単収の増加
- ・ 品質の高い農産物生産や端境期の出荷による販売単価の上昇
- 共同販売による価格交渉力強化を通じた販売単価の向上
- 市場の需要が高く、収益性の高い作目の生産面積の拡大
- ・ 加工による付加価値向上
- 高価な化学肥料の代替となる有機肥料を製造・施用することによるコスト低減等

(7) 様々なステークホルダーによる普及活動の実施

本プロジェクトは農家による市場志向型灌漑農業モデルの実践に重点を置き、農家が真に必要とする技術が圃場レベルで広がることを重視している。一方で、基本計画策定調査や先行案件を通じて、郡レベルの普及員は普及のための交通手段を持たず、仮にバイクを所有していたとしても、多くの普及員は女性であり文化的に日常的な運転は現実的でないことから、遠隔まで訪問する移動手段を確保できないことが明らかとなっている。よって、灌漑スキーム内での技術普及の推進に向け、本プロジェクトでは、既存の州政府の技術系職員や郡レベルの普及員を通じた普及体制は尊重しつつも、灌漑スキームのマネージャーやインスペクター、農業資材業者や仲買人、流通業者といった市場関係者も巻き込みながら、農家から農家への技術伝播も想定し、実施可能かつ効果的な普及方法を詳細計画段階で検討する。

(8) 灌漑ポンプ施設の適切な機能発揮を通じた相乗効果の発現

ア) 無償資金協力との連携

_

本プロジェクトで取り組む市場志向型灌漑農業モデルの実践のためには、最上流部のナイル川からの適切な取水量の確保が必要不可欠である。モデル灌漑スキームの選定には、ポンプ施設が適切に稼働し用水取水という機能が発揮されていることが条件の一つと想定しているが、現在、本プロジェクトの支援対象地区として連携することを前提に新規無償資金協力事業を形成中であることから、JICAから随時提供される予定の協力準備調査の報告を踏まえた検討を行う。併せて、事業実施を通じて、無償資金協力との連携アイデアが生じた場合には、JICAへ提案することとする。

¹ 無償資金協力事業「スーダン国リバーナイル州灌漑施設能力強化計画」。2021年度に協力準備調査を実施予定。

イ) 連邦政府及び州政府からの人的・資金的支援の確保

基本計画策定調査を通じて、灌漑スキームには大規模修繕に対応する能力が人的、予算の両資源の面で十分でなく、大規模修繕は州政府及び連邦政府による支援で対応していることが確認されている。加えて、本プロジェクトで取り組むボトムアップ・アプローチによる州政府への予算要求も、最終的には、州政府から灌漑スキームへの財政的及び資金的支援がなされて、はじめて成立(効果発現)するものである。これらの観点から、州政府及び連邦政府による支援も市場志向型灌漑農業モデルの推進にあたっては非常に重要な要素であることから、政府の財政状況も確認した上で、支援の必要性の要否を検討する。

(9) ジェンダー配慮

リバーナイル州生産経済資源省内で活動する普及員には女性が多く、農家に対して栽培技術等の指導を行っている。本事業の中でも、農民や灌漑スキーム管理委員会メンバー対象の組織能力強化等の研修を実施する際、ジェンダーバランスに留意する。

また、基本計画策定調査を通じて、営農活動には女性はあまり参加しないことや、 女性は土地所有や農業収入のコントロールが困難であることが確認された。プロジェクト実施においては、上記の実態や理由の詳細を把握し、積極定な女性の関与が望ましいか、もしくは現状の形を継続すべきか、整理を行うこととする。

(10) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜発注者に提言を行うことが求められる。発注者は、これら提言について遅滞なく検討し、必要な処置(先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等)を取ることとする。

(11)安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、 JICA事務所、日本大使館から十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確 保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行ってください。 JICA事務所と常時連絡が取れる体制とし、当現地の治安状況、移動手段等について 同事務所と緊密に連絡をとるよう留意してください。

現地業務期間前には、旅行日程・滞在先・連絡先等を外務省「たびレジ」に登録し、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、緊急連絡などが受け取れる体制を取ってください。

6. 業務の内容

本プロジェクトの業務内容については以下のとおり想定している。

なお、新型コロナウイルスの影響を受け、現地渡航が困難となる可能性がある点につき 留意すること。

また、2022年3月を目途に予定している詳細計画策定調査の確定結果次第では、その後

の活動内容を変更する可能性がある点につき留意すること。なお、活動変更に伴う業務追加等は、契約変更にて対応することとする。

【各契約期間に共通の業務】

(1)業務計画書及びワーク・プランの作成

本業務に係る業務計画書及びワーク・プランを作成し、内容について発注者の承認を得る。ワーク・プランについては、現地業務開始時に先方関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。

(2) モニタリングシート(英文)の作成

本プロジェクトにかかるM/M、R/D等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、 プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成するとともに、スーダン側関係者と協議、意見交換の上で、上記内容を反映させたモニタリングシートVer. 1 (英文) に取りまとめる。

その後は6か月ごとにC/Pと共にモニタリングシートを作成し、JICAスーダン事務所に提出する。

(3) 合同調整委員会(JCC)の開催支援

少なくとも年に1回合同調整委員会(JCC)の開催を支援し、プロジェクトの年間計画案の協議及び承認、プロジェクトの進捗管理、及び目標の達成度確認等を行う。

(4) JICAによる本邦研修の取組みの支援

JICAが日本国内で実施する灌漑・水管理関連の課題別研修(年2回程度)に関し、 JICAの求めに応じ、適切な参加者の選定や選定された参加者の研修内容の理解促進 を支援する。

【第1期: 2021年4月~2022年3月】

(5) キックオフ会議の開催

本プロジェクトの開始時点で、C/Pとの間でキックオフ会議を開催する。プロジェクトの概要案を説明するとともに、案件の円滑な立ち上げに向けた各種調整を実施する。

(6) ベースライン調査の実施(活動0-1)

リバーナイル州政府とともに、38灌漑スキームを往訪し、灌漑スキームや農家の現状を把握するためのベースライン調査を実施する。なお、次項(7)でモデル灌漑スキームの選定を控えていることを踏まえ、基本的には統一的視点で各スキームの現状を確認することが重要と考えていることから、日本人専門家が調査することを想定している²。

(7) モデル灌漑スキームの選定(活動0-2)

ベースライン調査を踏まえ、リバーナイル州政府とともにモデル灌漑スキームの

² 再委託を希望する場合は、プロポーザルに理由を付して記載し、別見積りで計上すること。

選定基準を作成し、選定を行う。

現時点では、選定基準として、灌漑管理状況・能力、灌漑スキームの意欲やコミットメント、管理形態(州直営、民間管理、その他)、スキーム規模、立地、用水確保状況等を想定し、8スキーム程度を選定することを想定している。なお、先行案件で支援したアリアブ、キティアブ地区はモデル地区として選定されることを想定しているが、支援スコープは、先行案件との重複を避け、市場志向型農業の導入を中心とする。また、民間管理地区も選定対象として排除しないが、灌漑スキームとの管理委託契約満了後の持続性が担保(何らかの形でコミット)されることを確認する。

(8) 灌漑管理及び普及に係る役割と責務の明確化(活動0-3)

先行案件では、灌漑スキームが営農技術の普及の役割を担うことを試行し、州政府や農家に高評価であったとの結果が得られており、州政府としては、本取組を他の灌漑スキームにも展開したいとの考えが報告されている。

本活動では、先行案件終了後のアリアプ・キティアブ地区での灌漑スキームによる営農技術の普及状況を確認した上で、普及効果が認められる、あるいは継続的な取り組みがなされていると判断される場合には、他灌漑スキームへの展開上の課題の洗い出し(州灌漑スキーム法の改正の要否等)及び対応策を検討し、州や郡の普及員との役割分担や責務を明確化する。

(9) 市場志向型灌漑農業モデルの効果的な普及方法の明確化(活動0-4)

対象灌漑スキームが広範囲かつ多数となり、スキーム状況及び営農状況もさまざまであることから、前項(8)の検討結果も踏まえ、現地状況に応じた複数の体制の最適な組み合わせにより、農家への面的拡大効果の最大化を図る。

想定されるアクターと方法は以下のとおりである4。

- 灌漑技術では、①州直営、②コアスキーム育成、③複数スキームの連合化等。
- 営農技術では、①州・郡直営、②スキームによる普及、③民間企業(灌漑施設管理委託先や資材業者等)による普及、④コア農家・グループによる普及等。

普及体制の選定には、受益面積、立地、スキーム運営状況、営農状況等を勘案するとともに、協力パートナーの活用も検討する。

(10) モデル灌漑スキームの農家の初期アセスメントの実施(活動1-1)

モデル灌漑スキームのスキーム管理組織や普及員と連携し、モデル灌漑スキームの農家の現状につき、初期アセスメントを実施し、強みと弱みを明確にする。

また、本案件の上位目標の達成度を測るためには農家所得のデータが必要となることから、詳細策定調査後も現在の上位目標の指標を活用する場合には、ベースラインデータとして2021年時点のモデル灌漑スキームの一般農家の所得データを調査・収集する。

4 JICA案を踏まえ、より効果的な普及方法が考えられる場合は、プロポーザルにて提案すること。

³ JICA案を踏まえ、より適切な選定基準が考えられる場合は、プロポーザルにて提案すること。

さらに、詳細計画を通じて上位目標やプロジェクト目標の指標に変更があった場合には、本アセスメントにおいて今後エンドライン時に比較可能となるようべースラインとなるデータを調査・収集しておく。

(11) モデル灌漑スキームの維持管理活動の初期アセスメントの実施(活動2-1) モデル灌漑スキームのスキーム管理組織と連携し、スキームの維持管理活動の現状につき初期アセスメントを実施し、強みと弱みを明確にする。

(12) 詳細計画の策定支援

上記5. (1)に記載のとおりプロジェクト開始後1年以内にJICAが行うR/D改訂作業に協力する。具体的には上記6. (6)~(10)の活動を踏まえて、必要なPDMの修正点やPDM各指標の目標値についてC/PとJICAへ助言を行う。

(13) プロジェクト事業進捗報告書の作成及び報告

第1期活動の終了時に、当該時期までのプロジェクト活動内容をプロジェクト事業進捗報告書として取りまとめる。本報告書については、概要(案)をJCC等で報告するものとする。

【第2期: 2022年4月~2024年4月】

(14) ワーク・プラン(第2期)に基づく活動推進

合意されたワーク・プランに基づき、活動を推進する。具体的には、以下のとおりである。

ア) 成果1関連(活動1-2~1-7)

- ▶ モデル灌漑スキームのスキーム管理組織や普及員、農家代表と連携し、市場志向型灌漑農業のポテンシャル作物について調査し、各モデル灌漑スキームによる奨励すべきポテンシャル作物の確定作業に助言を与える。
- ▶ モデル灌漑スキームでの実証試験(パイロット活動)を通じて、選択されたポテンシャル作物の適正技術を選択・開発する。なお、実証試験では、機材の購入ではなく、種子や肥料といった資材の購入を通じた栽培活動の実施を想定している。また、先行案件同様、基礎的技術を導入・適用し、圃場レベルの技術は農家による選択制を採用することを想定している。
- ▶ 選択・開発した適正技術に係る研修を、民間セクター(農業資材業者や市場小売業者、商人など)と協力し、灌漑スキームの農家に対して実施する。
- 研修を受けた農家による作付けカレンダー付の生産・販売計画を含む農業 ビジネスプランの作成作業を指導する。この際には、付加価値付けや多様 な販売網、ポテンシャル市場等を勘案する。また、計画策定の前提となる 現在の収益性の自己評価も併せて行う。
- > スキーム管理組織や普及員、研修を受けた農家が、モデル灌漑スキーム内 の他の農家に、適正技術を共有するための調整を州政府と連携して行う。

イ) 成果2関連(活動2-2~2-6)

▶ 初期アセスメントをもとに、モデル灌漑スキームのスキーム管理組織に対し、灌漑管理能力向上のための技術研修を実施する。この際、先行案件で作成したマニュアル等の技術協力成果を最大限活用し、効率的な研修とす。

る。

- ➤ モデル灌漑スキームのスキーム管理組織による灌漑管理方法の整理や、水 利費徴収・配水・維持管理計画を含む灌漑管理計画の作成を監理する。
- ► モデル灌漑スキームのスキーム管理組織による適正な灌漑管理の実践状況を確認する。
- ▶ 現存の灌漑管理マニュアルおよび研修教材を更新し、各研修において積極的に活用する。

ウ) 成果3関連(活動3-1~3-6)

- ▶ リバーナイル州政府の関係職員やリバーナイル州内のスキーム管理組織に対し、スキーム年間計画の作成法につき技術研修を実施する。基本計画策定調査の中で、既に10地区程度が取り組みを進めていることを確認していていることから、作成上の留意点等を適宜整理した上で、研修に反映しスキーム管理組織に共有する。
- ➤ モデル灌漑スキームによるスキーム年間計画の作成、州政府への提出、灌 漑管理や普及活動の実施をフォローする。
- ▶ リバーナイル州政府によるモデル灌漑スキームの年間計画の取りまとめ、 州の年間計画への組み入れ状況を確認し、年間計画に示されたニーズをも とに、リバーナイル州政府がモデル灌漑スキームに対し必要な支援を行う ことができているか、進捗確認する。
- ▶ リバーナイル州政府とモデル灌漑スキームによる活動レビュー及び改善策の検討、反映を支援する。
- ▶ これらの活動は、新たに年間計画を作成する灌漑スキームにおいては、可能な限り2023年予算要求(2022年8~10月頃)から1サイクル目を開始し、毎年度行うこととする。

(15) 第3国研修の実施

JICA事業でポンプ灌漑整備や灌漑スキームの能力強化が図られ、スーダンの灌漑農業にとっては先行事例と認識できるエジプトにおいて、特にポンプ灌漑施設の維持管理上の工夫や留意点、灌漑スキーム運営における特長、また市場志向型農業のSHEPアプローチの取組状況等について理解を醸成し、本プロジェクト推進の参考とすべく、第3国研修を行うことを想定している⁵。視察の際には、エジプト側関係者と調整を行う。

(16) プロジェクト事業進捗報告書の作成及び報告

第2期活動の終了時に、当該時期までのプロジェクト活動内容をプロジェクト事業進捗報告書として取りまとめる。本報告書については、概要(案)をJCC等で報告するものとする。

【第3期: 2024年4月~2026年4月】

(17) ワーク・プラン(第3期)に基づく活動推進

合意されたワーク・プランに基づき、活動を推進する。具体的には、以下のとお

⁵ プロポーザルにて、JICA想定内容に対するより具体的な内容を提案すること。

りである。

ア) 成果1関連(活動1-5~1-9)

- 第2期に引き続き、選択・開発した適正技術に係る研修を、民間セクター (農業資材業者や市場小売業者、商人など)と協力し、灌漑スキームの農 家に対して実施する。研修時期は、毎年作付け期と収穫期を想定している。
- ▶ 研修を受けた農家による作付けカレンダー付の生産・販売計画を含む農業 ビジネスプランの作成作業を指導する。この際には、付加価値付けや多様 な販売網、ポテンシャル市場等を勘案する。また、計画策定の前提となる 現在の収益性の自己評価も併せて行う。
- > スキーム管理組織や普及員、研修を受けた農家が、モデル灌漑スキーム内の他の農家に、適正技術を共有するための調整を州政府と連携して行う。
- ▶ これまでの活動を踏まえ、市場志向型灌漑農業にかかるトレーニングマニュアルや研修教材を最終化する。
- ▶ リバーナイル州政府と連携し、リバーナイル州内の他の灌漑スキームに対し、市場志向型灌漑農業の成功事例を共有する。

イ) 成果2関連(活動2-2~2-7)

- ▶ 第2期に引き続き、モデル灌漑スキームのスキーム管理組織に対し、灌漑 管理能力向上のための技術研修を実施する。
- ➤ モデル灌漑スキームのスキーム管理組織による灌漑管理方法の整理や、水 利費徴収・配水・維持管理計画を含む灌漑管理計画の作成を監理する。
- ► モデル灌漑スキームのスキーム管理組織による適正な灌漑管理の実践状況を確認する。
- 現存の灌漑管理マニュアルおよび研修教材を更新し、各研修において積極的に活用する。
- ▶ リバーナイル州政府と連携し、リバーナイル州内の他の灌漑スキームに対し、灌漑管理の成功事例を共有する。

ウ) 成果3関連(活動3-1~3-8)

- ▶ 第2期に引き続き、リバーナイル州政府の関係職員やリバーナイル州内のスキーム管理組織に対し、スキーム年間計画の作成法につき技術研修を実施する。(なお、第2期でリバーナイル州内の38灌漑スキームへの研修を終了した場合は下記のフォローを重点的に行う。)
- ➤ モデル灌漑スキームによるスキーム年間計画の作成、州政府への提出、灌 漑管理や普及活動の実施をフォローする。
- ▶ リバーナイル州政府と連携し、他の灌漑スキームも年間計画を策定するよう支援する
- ▶ リバーナイル州政府によるモデル灌漑スキームの年間計画の取りまとめ、 州の年間計画への組み入れ状況を確認し、年間計画に示されたニーズをも とに、リバーナイル州政府がモデル灌漑スキームに対し必要な支援を行う ことができているか、進捗確認する。
- ▶ リバーナイル州政府とモデル灌漑スキームによる活動レビュー及び改善策の検討、反映を支援する。
- ▶ これらの活動は、毎年度実施するものとする。

- ► モデル灌漑スキームでの市場志向型灌漑農業モデルの成功事例を学ぶために、リバーナイル州政府と連携し、他の灌漑スキームのための技術交流訪問を計画・実施する。
- ▶ 本プロジェクト終了後のモデル灌漑スキーム以外の灌漑スキームへの普及 展開方法や普及計画、予算計画について、リバーナイル州政府等と協議し、 州政府の自主的な計画作成を支援する。(本活動はプロジェクト終了の1 年以上前から行うことが望ましい。)

(18) プロジェクト事業完了報告書の作成及び報告

最終年次活動の終了時点において、本業務期間全体にわたる活動内容や成果を プロジェクト事業完了報告書としてとりまとめ、JCC等で概要(案)を報告するも のとする。

7. 報告書等

(1)報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

	レポート名	提出時期	部数
(第1期)	ワーク・プラン(第1期)	業務開始から約3ヵ月 後	英文:1部
	モニタリングシート (Ver. 1~2)	業務開始から半年ご と	英文:1部
	プロジェクト事業進捗報告書(第 1期)	第1期契約終了時	和文:3部 英文:5部
(第2期)	ワーク・プラン(第2期)	業務開始から約3ヵ月 後	英文:1部
	モニタリングシート (Ver. 3~6)	業務開始から半年ごと	英文:1部
	プロジェクト事業進捗報告書(第 2期)	第2期契約終了時	和文:3部 英文:5部
(第3期)	ワーク・プラン(第3期)	業務開始から約3ヵ月 後	英文:1部
	モニタリングシート (Ver. 7~10)	業務開始から半年ごと	英文:1部
	プロジェクト事業完了報告書	契約終了時なお、ドラフトを3か月前に提出し、発注者からのコメントを踏まえて最終化	英文:5部 CD-R:3枚

これら報告書等は簡易製本することとする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

プロジェクト事業進捗報告書及びプロジェクト事業完了報告書には、以下の内容を 含むものとする。

- ・プロジェクト事業進捗報告書:活動内容・成果、プロジェクト成果達成の見込み、 目標達成の見込み、インパクト、実施上の課題、次期計画における重点及び計画 遂行上の留意点
- ・プロジェクト事業完了報告書:プロジェクトの成果一覧、活動実施スケジュール (実績)、投入実績、プロジェクトの実施運営上の課題とそれを克服するための 工夫・教訓、PDMの変遷、合同調整委員会開催記録

(2) 技術協力作成資料等

以下をはじめとする業務を通じて作成された資料は、各契約終了時に発注者に提出することとする。

- ア 市場志向型灌漑農業に係るマニュアル(指導者用、農家用)
- イ 灌漑管理に係るマニュアル (更新版) (指導者用、農家用)

(3) コンサルタント業務従事月報

共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報においては、業 務の進捗状況のほか、プロジェクト目標の達成見込み、達成を阻害する要因と対応 方針等についても適宜記載すること。

以上

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

本業務については、以下の3つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- (1) 第1期:2021年4月下旬~2022年3月下旬
- (2) 第2期:2022年4月上旬~2024年4月中旬
- (3) 第3期:2024年4月下旬~2026年4月中旬

このため、各期の契約期間終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の 有無等についてJICAが指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

なお、上記の契約期間の分割については、コンサルタントがより適切と考える業 務工程計画があれば、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- 2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)
- (1)業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

第1期(本契約) 約 28M/M (全体) 約 110M/M

(2)業務従事者の構成(案)

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。なお、指示書に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア 業務主任者/灌漑政策/組織強化(1号)
- イ 灌漑組織管理
- ウ 維持管理/水管理(3号)(対象国経験有り・語学評価有り)
- エ 作物生産/普及(3号) (対象国経験有り・語学評価有り)
- オ マーケティング/営農管理/農家組合
- 力 農家研修

3. 対象国の便宜供与

リバーナイル州経済自然資源省の庁舎内に事務所スペースが提供される予定。その他、プロジェクト実施に当たって、一般的な情報提供等が得られる予定。

4. 配布資料等

(1)配布資料

- ・R/D「スーダン国リバーナイル州における市場志向型農業および灌漑スキームの組織とその運営能力強化プロジェクト」
- ・業務完了報告書「リバーナイル州灌漑スキーム管理能力強化プロジェクト」

(2) 別途配布資料

配布を希望される方は、JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ (edga2@jica.go.jp) までご連絡ください。

・基本計画策定調査報告書「スーダン国リバーナイル州における市場志向型農業および灌漑スキームの組織とその運営能力強化プロジェクト」

(3)公開資料

・スーダン共和国北部食料生産基盤整備計画協力準備調査(その1)報告書(2011年)

https://openjicareport.jica.go.jp/841/841/841_415_12084208.html

・スーダン国食料生産基盤整備計画準備調査報告書(2012年)

https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12111977 01.pdf

・スーダン共和国農業セクター基礎情報収集・確認調査報告書 (2012年) https://openjicareport.jica.go.jp/807/807/807_415_12066619.html

5. 業務用機材

プロジェクト執務室における家具類 (テーブル、書棚、エアコン等) はスーダン 側負担により設置されることとなっている。

それ以外に業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること (本見積りとすること)。このうち、オフィスワーク用機材(パソコン、プリンタ、プロジェクター、ビデオカメラ、コピー機、発電機等)については、プロポーザルの中で、①機材名、②数量、③基本的仕様(または参考銘柄)、④見積価格、⑤必要と判断される理由等を含め提案すること。

なお、プロジェクト車両は、JICAで保有している1台に加え、JICAによるプロジェクト車両(2台)の調達を予定しているが、そのための諸経費(含む運転手傭上費用、燃料及び車両整備費用、保険料等の必要経費)を本見積もりに6,000千円(5年分)を計上すること。

6. 現地再委託

本プロジェクトにおいては、現地再委託することを想定している業務はないが、 現地再委託を希望する業務がある場合は、プロポーザルにて、業務内容や実施方 法、監督・成果品の検査方法等、具体的な提案を行うこと。なお、現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選 定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な 監督、指示を行うこと。

7. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を非課税とすることを想定している。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗

情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上